# 社会福祉法人愛光会

# 定　　款

㊪

# 社 会 福 祉 法 人 愛 光 会 定 款

## 第１章　　総　　則

（目　的）

第 １ 条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）障害者支援施設　門別愛光園の設置経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人居宅介護等事業の経営

（ロ）障害福祉サービス事業の経営

（ハ）地域活動支援センターの経営

(ニ)　一般、特定、障害児相談支援事業の経営

（ホ）移動支援事業の事業

（名　称）

第 ２ 条　この法人は、社会福祉法人愛光会という。

（経営の原則）

第 ３ 条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事業所の所在地）

第 ４ 条　この法人の事務所を北海道沙流郡日高町富川西１２丁目６７番地４に置く。

## 第 2 章　　評議員

（評議員の定数）

第 5 条　この法人には、評議員 7 名以上 12 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第　6　条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び　解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2　評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条　評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　任期の満期前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

2　評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退職した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第　8　条　評議員の報酬は支弁しない。但し評議員には別に定める役員等規程に従い、費用を弁償することができる。

## 第　3　章　　評議員会

(構成)

第　9　条　評議員会は、全ての評議員を持って構成する。

2　評議員会に議長を置く。議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第　１０　条　　評議員会は、次の事項について決議する。

⑴　理事及び監事の選任又は解任

⑵　理事及び監事の報酬等の額

⑶　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

⑷　計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認

⑸　定款の変更

⑹　残余財産の処分

⑺　基本財産の処分

⑻　社会福祉充実計画の承認

⑼　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開　催)

第　１１　条　評議員会は、定期評議会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招　集)

第　１２　条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決　議)

第　１３　条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

⑴ 監事の解任

⑵ 定款の変更

⑶ その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議委員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第　１４　条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第　４　章　役員及び職員

（役員の定数）

第　１５　条　この法人には、次の役員を置く。

⑴　理事　　６名以上　11 名以内

⑵　監事　　２名

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、１名を常務理事とする。

４　前項の常務理事をもって社会福祉法第４５条の１６第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第　１６　条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第　１７　条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第　１８　条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産

の状況の調査をすることができる。
3　監事は、評議員会並びに理事会に出席し、必要がある場合は意見を述べるものとする。

(役員の任期)
第　１９　条　理事又は、監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3　理事又は、監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)
第　２０　条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
⑴　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
⑵　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)
第　２１　条　役員の報酬は支弁しない。但し、役員には別に定める役員等規程に従い、費用を支給することができる。

(職 員)
第　２２　条　この法人に職員を置く。
2　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
3　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第　5　章　理事会

(構 成)
第　２３　条　理事会は、全ての理事を持って構成する。
2　理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

（権 限）

第　２４　条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

⑴　この法人の業務執行の決定

⑵　理事の職務の執行の監督

⑶　理事長及び常務理事の選定及び解職

（招　集）

第　２５　条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決　議）

第　２６　条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることが出来るものに限る。）の全員が書面又は、電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議をのべたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第　２７　条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第　６　章　資産及び会計

（資産の区分）

第　２８　条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）　北海道沙流郡日高町富川西 12 丁目 1155 番地 3 の障害者支援施設門別愛光園及敷地（４０，４０５．８９㎡）

（２）北海道沙流郡日高町富川西 12 丁目 1155 番地 6 の障害者支援施設門別愛光園敷地（１０，８０１㎡）

（３）　北海道沙流郡日高町富川西 12 丁目 69 番地 104 の障害者支援施設門別愛光園敷地（１２，１３１．６３㎡）

（４）　北海道沙流郡日高町富川西 12 丁目 69 番地 105 の障害者支援施設門別愛光園敷地（１４，５００㎡）

（５）　北海道沙流郡日高町富川西 12 丁目 69 番地 106 の障害者支援施設門別愛光園敷地（４，７２６．５８㎡）

（６） 北海道沙流郡日高町富川西 12 丁目 67 番地 4　の障害者支援施設門別愛光園敷地（２２，６７５．５１㎡）

（７） 北海道沙流郡日高町富川西 12 丁目 1296 番地 の知的障害者更生施設門別愛光園敷地　（１，６１２㎡）

（８） 北海道沙流郡日高町富川南 1 丁目 399 番 29・33・44・52・53・61・62 の就労支援事業所ホープフル・和(なごみ)の敷地　（1，９９1.47 ㎡）

（９） 北海道沙流郡日高町富川西 12 丁目 67 番地 4　所在の鉄骨・コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害者支援施設門別愛光園園舎１棟　（２，９４８．５０㎡）

（10） 北海道沙流郡日高町富川西 12 丁目 1155 番地 3　所在の木・コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建障害者支援施設門別愛光園女子生活棟１棟（２２４．１０㎡）

（11） 北海道沙流郡日高町富川西 12 丁目 1155 番地 3　所在の鉄骨・ブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建障害者支援施設門別愛光園体育館１棟　（３７０．３９㎡）

（12） 北海道沙流郡日高町富川西 12 丁目 1155 番地 3　所在の木造・亜鉛メッキ鋼板葺平屋建障害者支援施設門別愛光園療育科作業棟１棟　（１０５．９９㎡）

（13） 北海道沙流郡日高町富川西 12 丁目 1155 番地 3、69 番地 104　所在の鉄骨・ブロック造亜鉛メッキ鋼板葺２階建知的障害者更生施設富川自向寮園舎１棟（７３８．３３㎡）

（14） 北海道沙流郡日高町富川西 12 丁目 1155 番地 3　所在の鉄骨・ブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建障害者支援施設門別愛光園ボイラー室１棟　（７９．31㎡）

（15） 北海道沙流郡日高町富川西 12 丁目 1155 番地 3　所在の木造・亜鉛メッキ鋼板葺平屋建、障害者支援施設門別愛光園浴場１棟　（１１３．７６㎡）

（16） 北海道沙流郡日高町富川西 12 丁目 1155 番地 3　所在の木造・亜鉛メッキ鋼板葺平屋建、社会福祉法人愛光会独身寮１棟　（１７４．９６㎡）

（17） 北海道沙流郡日高町富川南 1 丁目 399 番地 29　所在の木造・亜鉛メッキ鋼板葺２階建、 就労支援事業所ホープフル・和(なごみ) 1 棟　（２９１．６０㎡）

（18） 北海道沙流郡日高町富川西 12 丁目１１５５番地３　所在の鉄骨造平家建障害者支援施設門別愛光園温室１棟　（１７７.１０㎡）

（19） 北海道沙流郡日高町富川西 12 丁目１１５５番地３　所在の軽量鉄骨造平屋建障害者支援施設門別愛光園ボイラー室１棟　（１９.４４㎡）

（20） 北海道沙流郡日高町富川南 1 丁目 399 番地 57・58・63 の地域活動支援センターえがお敷地　（２４９．５４㎡）

（21） 北海道沙流郡日高町富川西 4 丁目 74 番地 98・127・1383 番 5 共同生活支援・共同生活介護の敷地　（2，０４４．３４㎡）

（22） 北海道沙流郡日高町富川西 4 丁目 74 番地 98　所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建就労支援事業所ホープフル・和(なごみ)　グループホーム　1 棟（１６８．４８㎡）

(23)　北海道沙流郡日高町富川西4丁目74番地98　所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建　就労支援事業所ホープフル・和(なごみ)　ケアホーム　1棟　(４４０．３７㎡)

(24)　北海道沙流郡日高町富川南1丁目399番51　就労支援事業所ホープフル・和(なごみ)　敷地　(４９５．２１㎡)

(25)　北海道沙流郡日高町富川南1丁目399番51　地域活動支援センター　えがおの　木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建1棟　(２７８．２４㎡)

(26)　北海道沙流郡日高町富川西12丁目1155番地3所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建障害者支援施設門別愛光園職員住宅1棟　(８９．４３㎡)

(27)　北海道沙流郡日高町富川西12丁目1155番地3所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建障害者支援施設門別愛光園車庫1棟　(１４８．７１㎡)

(28)　北海道沙流郡日高町富川西12丁目1155番地3所在の鉄骨造ビニール板葺平屋建障害者支援施設門別愛光園農産科作業棟1棟　(１３８．９５㎡)

(29)　北海道沙流郡日高町富川西12丁目1155番地3所在の鉄骨・ブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建障害者支援施設門別愛光園機械場作業棟1棟　(１７１．０４㎡)

(30)　北海道沙流郡日高町富川西12丁目1155番地3所在の鉄骨・ブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建就労支援事業所 ホープフル・和(なごみ)廃タイヤ作業棟1棟　(５９．５６㎡)

(31)　北海道沙流郡日高町富川西12丁目1155番地3所在の木造・ブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建障害者支援施設門別愛光園農産科作業棟1棟　(５７．３２㎡)

(32)　北海道沙流郡日高町富川西12丁目1155番地3所在の鉄骨・ブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建障害者支援施設門別愛光園農産科作業棟1棟　(２０３．２５ ㎡)

(33)　北海道沙流郡日高町富川西12丁目1155番地3所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建障害者支援施設門別愛光園袋折班作業棟1棟　(７９．３８㎡)

(34)　北海道沙流郡日高町富川西12丁目67番地104所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建障害者支援施設門別愛光園(旧富川自向寮)車庫1棟　(７９．２０㎡)

(35)　北海道沙流郡日高町富川西12丁目1155番地3所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建就労支援事業所 ホープフル･和(なごみ)事業部車庫1棟　(１１４．６６㎡)

(36)　北海道沙流郡日高町富川西12丁目1155番地3所在の軽量鉄骨造ガラス板葺平屋建　障害支援施設門別愛光園温室1棟　(４４．００㎡)

(37)　北海道沙流郡日高町富川東5丁目537番43共同生活支援の敷地　(３３０．６６㎡)

(38)　北海道沙流郡日高町富川東5丁目537番43所在の居宅木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建　1階　(83.43㎡)　2階　(32.40㎡)

3　その他財産は基本財産以外の財産とする。

4　基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第　２９　条　基本財産を処分し、又は、担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。　ただし、次の各合に揚げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

１　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

２　独立行政法人福祉医療機関と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第　３０　条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

３　前項の規定にかかわらず、基本的財産以外の資金の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第　３１　条　この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第　３２　条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

⑴　事業報告

⑵　事業報告の附属明細書

⑶　賃借対照表

⑷　収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

⑸　貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)　の附属明細書

⑹　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定期評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

⑴　監査報告

⑵　理事及び監事並びに評議員の名簿

⑶　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

⑷　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第　３３　条　この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第　３４　条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第　３５　条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第　7　章　　公益を目的とする事業

第　３６　条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

⑴　居宅介護等支援事業

⑵　福祉有償運送事業

2　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第　8　章　　解　散

（解散）

第　３７　条　この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第　３８　条　解散　（合併または、破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第　9　章　　定款の変更

（定款の変更）

第　３９　条　この定款を変更しょうとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）　を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を　北海道知事に届け出なければならない。

## 第　１０　章　　公告の方法その他

（公告の方法）

第　４０　条　この法人の公告は、社会福祉法人愛光会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は、電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第　４１　条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

この定款は、昭和 48 年 12 月１日より施行する。

追記　「この定款は、平成２９年４月１日より施行する。」

| | | |
|---|---|---|
| 理事長 | 矢作 | 茂 |
| 理　事 | 高橋 | 富次 |
| 理　事 | 蝦名 | 国次 |
| 理　事 | 茶木 | 源治 |
| 理　事 | 白石 | 武雄 |
| 理　事 | 田中 | 桂次 |
| 理　事 | 佐藤 | 勝雄 |
| 理　事 | 鎌田 | 幸雄 |
| 監　事 | 宮北 | 栄久 |
| 監　事 | 西浜 | 静雄 |

昭和 49 年　8 月 30 日　(資産の区分)
昭和 51 年　2 月　7 日　(資産の区分)
昭和 53 年　4 月 25 日　(役員の定数)・(監事の選任)・(基本財産の処分)
昭和 54 年　5 月　1 日　(資産の区分)
昭和 57 年　8 月 18 日　(目的)・(資産の区分)
昭和 58 年 10 月 18 日　(資産の区分)
昭和 59 年　3 月　2 日　(資産の区分)
昭和 62 年　9 月 16 日　(目的)・(理事長の職務代理)・(基本財産の処分)・(資産の管理)
(合併)・(定款の変更)
昭和 63 年　6 月　8 日　(資産の区分)
平成 元年　6 月 16 日　(資産の区分)
平成 3 年　7 月 15 日　(目的)
平成 4 年　6 月 10 日　(目的)・(名称)・(事務所の所在地)・(第 2 章役員及び職員)
(理事会)・(理事の選任等)・(監事の選任等)・(職員)
(資産の区分)・(基本財産の処分)・(決算)・(会計年度)・(合併)
(定款の変更)・(附則)
平成　5 年　6 月 18 日　(資産の区分)
平成　6 年　2 月 18 日　(目的)・(理事会)・(監事による監査)・(役員の任期)・(職員)
(資産の区分)・(基本財産の処分)・(資産の管理)・(特別会計)
(予算)・(決算)・(会計年度)・(臨機の措置)・(解散)
(残余財産の帰属)・(合併)・(定款の変更)・(公告の方法)
(施行の細則)
平成　8 年 12 月 13 日　(資産の区分)

平成　9年　9月10日　　(役員と定数)
平成11年　7月　8日　　(目的)・(資産の区分)
平成12年　2月 25日　　(目的)
平成14年　7月　5日　　(目的)・(経営の原則)・(役員と定数)・(役員の選任等)
(役員の報酬等)・(評議員会)・(評議員の権限)・(決算)・(種別)
(利益が出た場合の処分)
平成15年　1月 27日　　(目的)・(役員の選任等)・(決算)・(定款の変更)
平成15年　5月 28日　　(目的)・(事務所の所在地)・(資産の区分)
(利益が出た場合の処分)
平成18年　5月 25日　　目的等事業『第一種社会福祉事業変更』一部変更
「(ハ) 知的障害者通所更生施設ホープフル・和」
(通所施設新設による変更)
平成18年　9月 21日　　目的等事業『第一種社会福祉事業変更登記終了』
「(ハ) 知的障害者通所更生施設ホープフル・和」
平成20年　1月 18日　　目的等事業『第二種社会福祉事業』一部変更
「(イ) 老人居宅介護等事業」　(自立支援法改正による変更)
「(ロ) 障害福祉サービス事業の経営」　〃
「(ハ) 地域活動支援センターの経営」　〃
(種別) 第27条　一部変更
「(２) 福祉有償運送事業」追加(福祉有償運送事業の改正による)
(公告の方法) 第33条　一部変更(定款準則の改正による)
平成21年 12月 4日　　目的等事業『第二種社会福祉事業』変更登記終了
「(イ) 老人居宅介護等事業」
「(ロ) 障害福祉サービス事業の経営」
「(ハ) 地域活動支援センターの経営」
(種別) 第27条第1項「(２) 福祉有償運送事業」追加登記終了
(公告の方法) 第33条の変更登記終了
平成24年　3月28日　　目的等事業『第一種社会福祉事業』変更登記終了
「(イ) 障害者支援施設　門別愛光園の設置経営」
平成25年　4月17日　　目的等事業『第ニ種社会福祉事業』変更登記終了
「(ニ) 一般、特定、障害児相談支援事業の経営
平成25年 10月　1日　　第4章　資産及び会計　(資産の区分) 第１８条　２　一部変更
施設名の変更、(10) 男子生活棟の削除、基本財産(新・増) の記載
平成26年　3月25日　　第2章　役員及び職員　(役員の定数) (1) の変更
第3章　評議員及び評議員会　(評議員会) 第13条の変更
平成27年11月　5日　　第2章　役員及び職員　(役員の定数) (1)・(2) の変更

第3章　評議員及び評議員会　(評議員会)第13条の変更

平成 29年　 4月　1日　社会福祉法人法改正に伴う全面的　定款変更

令和　5年　 7月　7日　(基本財産の増加)・(資産の区分)・(定款の変更)

令和　8年　 7月 17日　(役員等規程)・(定款の変更)